

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	沖縄セルラー電話株式会社		コード	9436
提出日	2023/5/31	異動(予定)日	2023/6/15	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において監査役選任議案が付議されており、これに伴い新任社外監査役を独立役員として指定する。 また、独立役員の「役員の属性」に変更があった為。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	小祿 邦男	社外取締役	○												△			訂正・変更	有
2	阿波連 光	社外取締役	○														○		有
3	大城 肇	社外取締役	○														○		有
4	安里 昌利	社外監査役	○													○			有
5	嘉手苧 義男	社外監査役	○													○			有
6	瀨辺 美紀	社外監査役	○													○	新任		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	小祿 邦男氏は、過去に当社の取引先である琉球放送株式会社の業務執行者を務めておりました。当社と同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有し、多様なステークホルダーの視点を当社事業活動の監督に取り入れる観点から、社外取締役として選任しております。また、県経済、県民一般の利益を代表し、親会社や当社経営陣のコントロールから一定の独立性を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。
2	該当事項はありません。	阿波連 光氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い識見を有するとともに、企業法務に精通しており、これらを当社のコーポレートガバナンスの強化に生かしていただく観点から、社外取締役として選任しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏のご経歴から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、取締役としての適性等も考慮して独立役員として指定いたします。
3	該当事項はありません。	大城 肇氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授、学長を歴任され豊富な経験と幅広い識見を有しております。これらの経験と識見を当社事業活動の意思決定に生かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏のご経歴から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、取締役としての適性等も考慮して独立役員として指定いたします。
4	安里 昌利氏が業務執行者である那覇空港ビルディング株式会社と当社の取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。	安里 昌利氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、県経済、県民一般の利益を代表し、親会社や当社経営陣のコントロールから一定の独立性を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。
5	嘉手苧 義男氏が業務執行者であるオリオンビール株式会社と当社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。	嘉手苧 義男氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、県経済、県民一般の利益を代表し、親会社や当社経営陣のコントロールから一定の独立性を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。
6	該当事項はありません。	瀨辺 美紀氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、県経済、県民一般の利益を代表し、親会社や当社経営陣のコントロールから一定の独立性を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。

## 4. 補足説明

当社は、東京証券取引所が定める基準に加え、独自の独立性基準を定めています。具体的には、当社の連結売上又は発注額に占める割合が2%以上の取引先様の出身者は、一律、独立性がないものとして扱っています。また、その他個別の状況も考慮しています。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。